

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

岡崎市立井田小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめとは、他者に対して心的・肉体的苦痛を与える言動であり、いかなる理由をもっても絶対にしてはいけないことである。かつ、その言動に対して見過ごすことも許されない。以上の点をふまえ、学校は教職員が日頃からささいな兆候を見逃すことがないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していくことが大切である。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との関係の中で、安心・安全に生活できる場所でなければならない。そのために、児童一人一人が大切にされているという安心感や実感を持ち、相互に認め合える人間関係をつくり、集団の中の一員として、自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを心掛けていく。そうした中で、児童が自己肯定感を育み、仲間と共に人間的に成長できる、魅力ある学校づくりを進めていくものとする。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置する。いじめに関わるささいな兆候や懸念、児童や保護者などからの訴えを、一部の教員が抱え込むことがないように留意して、学校としての機能を円滑なものにする。

(1) 「いじめ・長期欠席対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケート・生活アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度当初での職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図り、未然防止に努め、迅速な初期対応の重要性について意識を高める。
 - ・目安として、学期に1度行う「生活アンケート」や職員会議後の情報交換、教育相談やWEBQUの結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効があるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・学校だよりやHPなどを通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果などを発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があつ

た場合、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバーを構成し、迅速かつ効果的に対応できるようにする。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・一定の解消が見られた、また、解消しているかは本人と保護者及び関係教職員の考えも確認し、その後についても丁寧に見守る。

(2) 組織の構成

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・校務主任・校務主任補佐・学年主任・生活指導主任で構成する

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止への取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の主体的な活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を進め、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校・家庭・地域が一体となって全児童へのきめ細やかな教育の推進に努めるとともに、児童の健全育成を目的とした連携を強化していく。

(2) いじめの早期発見への取組

- ア 生活アンケートを各学期に1回ずつ、保護者アンケートを年に1回実施する。また、合わせて教育相談を適宜実施することで、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 6月と10月にWEBQU（学級集団適応心理検査）を実施し、その結果を踏まえ、児童にとって充実した学校生活を送ることができる環境を整えるよう努める。
- ウ 教師と児童との温かな人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめなどについて、相談しやすい環境づくりに努める。
- エ 学校の相談窓口（担当者）、いじめ相談電話などの外部の相談機関を紹介し、児童や保護者が安心して過ごすことができる環境を整える。

(3) いじめ事案への対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら実情を詳細に把握し、校長・教頭・担当役職・生徒指導主任・学年主任への報告を行い、初期対応を協議し、加害者への指導を速やかに行う。事の経過が重大なものと判断した場合には、「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に、組織的に対応するとともに、教育委員会への報告を行う。
- イ いじめが絶対悪であるという基本姿勢のもと、被害者児童を守り抜くよう努め、被害者児童とその保護者の思いに寄り添う姿勢で対応する。
- ウ 加害児童とその保護者には、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導及び支援を行う。
- エ 被害児童、加害児童ともに、人権、個人情報保護に十分配慮しながら対応にあたる。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や、警察署、児童相談所などの関係機関との連携の下で取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、以後のいじめを見逃さない、二度といじめを生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、重大事態であるという認識の下、厳しい姿勢で臨み、必要に応じて警察署や法務局などとも連携の上、行うものとする。
- ク 「井田小版いじめ事案対応フロー」を基に全職員が対応指針を共通理解し、対応を進めていく。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合には、組織的な対応をとるとともに、速やかに教育委員会への報告を行う。これについては「重大事態対応フロー図」に基づいて対応するものとする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供し、教育的配慮に基づいて指導経過を伝える。

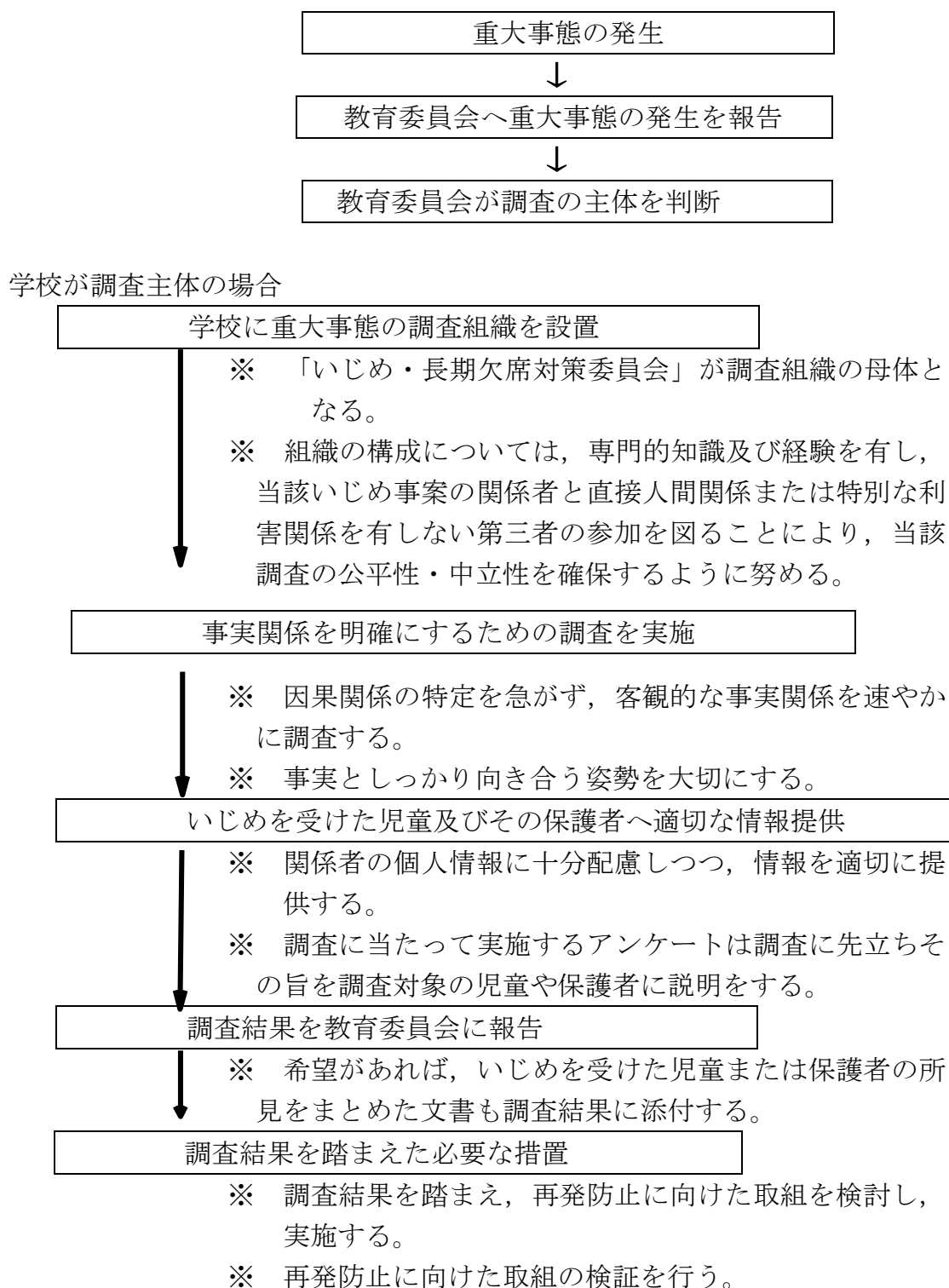
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組についてはPDC Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し，実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への教育活動アンケートを年に1回実施（12月下旬）し，「いじめ・長期欠席対策委員会」でいじめに関する今年度の取組の検証を行い，次年度に向けて見直しを図る。

6 その他

- (1) 「学校いじめ基本方針」は年度当初に，保護者へ配付するとともに，ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) いじめや長期欠席への対応力を高めるため，生徒指導主任を中心として研修会を実施し，全教職員が共通理解を深めながら，指導・支援の質の向上に継続的に取り組んでいく体制を整える。

【重大事態への対応フロー図】



〈取組の年間計画〉

		「いじめ・長期欠席 対策 委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4月	P D	○「学校いじめ基本方針」の内容確認 ○生徒指導連絡会 ○教員評価制度自己申請	○相談室やSCの周知 ○学級・学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○学級活動「よりよい学級づくり」 ○生活指導「よりよい学校生活について」	○いじめ相談窓口の児童，保護者への周知 ○身体測定 ○児童観察	○入学式 ○ホームページ，PTA総会などでの「学校いじめ基本方針」の説明 ○PTA総会 ○授業参観 ○教育・健康相談
5月		○生徒指導連絡会	○校内教育支援委員会	○児童観察 ○各種定期健康診断	○井田祭①（運動会）
6月	C	○就学指導委員会 ○生徒指導連絡会	○保健指導（けがの防止） ○校内現職研修会 ○WEBQU	○児童観察 ○生活アンケート ○教育相談 ○校内教育支援委員会	○学校運営協議会
7月	A	○生活アンケートの分析 ○生徒指導連絡会	○学級活動・生活指導「夏休みの生活」	○児童観察	○個別懇談会 ○1学期終業式
8月	P		○学級活動「2学期の生活について考えよう」	○校内現職研修会	
9月	D	○生徒指導連絡会 ○教員評価制度中間報告	○道徳「思いやりの心」 ○校内教育支援委員会 ○学校保健委員会 ○生活指導「2学期の生活について」	○児童観察 ○身体測定	○学校保健委員会
10月	C	○生徒指導連絡会 ○就学指導委員会	○道徳「学校生活を振り返ろう」 ○WEBQU	○児童観察 ○視力検査	○ふれあい文化祭 ○井田祭②（キラキラステージ）
11月	A	○生徒指導連絡会	○生活指導「冬季の生活の仕方について」	○児童観察 ○教育相談	○就学時検診 ○おかざきっ子展 ○山の学習 ○修学旅行

12月	P D	○生徒指導連絡会 ○生活アンケートの分析	○人権週間（講話） ○道徳「情報モラル教育」 ○保健指導「命の大切さ」 ○生活指導「冬休みの生活」	○生活アンケート ○児童観察	○個別懇談会 ○学校運営協議会 ○教育活動アンケート（保護者用） ○井田Fes
1月	C	○生徒指導連絡会 ○教員評価制度自己評価 ○教育活動アンケート（教師用）	○保健指導「薬物」（6年生） ○学級活動「新年の抱負」 ○生活指導「3学期の生活について」	○身体測定 ○教育活動アンケート（児童用）	○書き初め展 ○学力テスト
2月	A	○生徒指導連絡会 ○葵中学校入学説明会（6年生） ○教育活動アンケート結果の検証 ○就学指導委員会	○道徳「仲間の大切さ」 ○校内教育支援委員会	○児童観察 ○教育相談	○学校運営協議会 ○花束の会
3月	P	○生徒指導連絡会 ○学校運営協議会による評価の検証	○学級活動「新年度に向けての心構え」 ○生活指導「春休みの生活」 「1年のまとめ」	○児童観察	○同窓会入会式 ○卒業式
通年	へ	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○道徳教育、学級活動の充実 ○児童が関わり合いながら学ぶ授業の実践 ○生活指導事項の共通理解（全職員）	○朝の会での健康観察 ○生活アンケート ○定期的な面談	○あいさつ運動 ○登下校時の見守り ○保護者・地域と一体となった行事の実施

※いじめ発生時には、関係職員で共通理解を図りながら対応していく。

井田小版 いじめ事案対応フロー

※生徒指導部より示された「いじめ事案対応フロー」を参照に作成

